

# 島根県消費・安全対策交付金実施要領

制 定 平成 25 年 5 月 16 日食安第 1 1 5 8 号  
最終改正 令和 2 年 5 月 20 日農畜第 2 5 3 号

## 第 1 趣旨

島根県消費・安全対策交付金実施要綱（平成 1 7 年 4 月 1 5 日付け農畜第 5 7 3 号。（以下「実施要綱」という。）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本通知に定めるところによるものとする。

## 第 2 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

要綱別表 2 の目標値の欄における各目標の目標値設定に当たっての根拠及び留意事項は、別表 1 のとおりとする。

## 第 3 事業メニューの実施に当たってのガイドライン

- 1 要綱第 2 の 1 の（2）で別に定めるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、別添 1 のとおりとする。
- 2 事業実施主体は、アからキまでに掲げる事項を内容とする事業を実施する場合には別添 1 によるほか、それぞれ以下の点に留意するものとする。
  - ア 協議会等の開催  
協議会等の開催に伴う経費には、旅費、謝金及び資料作成費等を含むものとするが、協議会の開催上真に必要なものに限るものとする。
  - イ 研修会等の開催  
研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回らないこととする。
  - ウ 生産資材の購入等  
モデル農家やほ場において、新しい技術の検証等を行う場合であって生産資材等を購入する必要がある場合には、本事業実施による掛かり増し分に限り交付金の対象とする。
  - エ 農業用機械施設の整備（リース等を含む。）  
農業用機械施設の交付対象の基準については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 5 7 年 4 月 5 日付け 5 7 予第 4 0 1 号農林水産事務次官依命通知）、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和 5 7 年 4 月 5 日付け 5 7 農蚕第 2 5 0 3 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について（昭和 6 0 年 4 月 5 日付け 6 0 農蚕第 1 9 4 7 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の定めるところによる。
  - オ 電子情報処理システム等の開発  
本交付金により電子情報処理システムやコンピュータ・プログラムを開発する場合にあっては、事業の実施に必要なものに限り交付金の対象とする。
  - カ 地域提案型事業

地域提案型事業の交付率は、類似の事業メニューの交付率を準用する。

なお、この場合の事業メニューは、目標値の達成のために必要であるものに限るものとし、農家等の個人の資産の形成につながるもの等は交付金の対象としない。

キ 人件費が発生する事業

事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知）及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号経理課長通知）に基づき適切に算定するものとする。

- 3 要綱別表1の事業実施主体の欄の「営農集団」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。
  - ア 農事組合法人以外の農地所有適格法人であること。
  - イ 法人格を有するものであって、受益農家数は3戸以上であること。
- 4 要綱別表1の事業実施主体の欄の「特認団体」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。
  - ア 代表者の定めがあること。
  - イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 5 要綱別表1の事業実施主体の欄の「都道府県協議会」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。
  - ア 都道府県を構成員とし、市町村、農業協同組合等の関係者により組織される団体であること。
  - イ 代表者の定めがあること。
  - ウ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 6 要綱別表1の事業実施主体の欄の「産地協議会」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。
  - ア 農業協同組合、地方自治体等の関係者により組織される団体であること。
  - イ 代表者の定めがあること。
  - ウ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 7 要綱別表1の事業実施主体の欄の「自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。
  - ア 代表者の定めがあること。
  - イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 8 要綱別表1の事業実施主体の欄の「生産者の組織する団体」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。
  - ア 代表者の定めがあること。
  - イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
  - ウ 防疫対策の実施を目的として設立された団体で、畜産農家3戸以上により構成されていること。
- 9 要綱別表1の事業実施主体の欄の「民間事業者」は次のアからウまでの要件を満たしているものとする。
  - ア 代表者の定めがあること。
  - イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
  - ウ 事業を行う具体的な計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する

団体であること。

- 10 要綱別表1の1-2に掲げる事業実施主体の欄の営農集団が事業実施主体になる場合にあつては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業実施期間中に本交付金の受益農業者から、点検シートの提出を受け、当該農業者が点検を実施した旨を確認するものとする。

#### 第4 事後評価結果の反映の方法等

- 1 要綱第7の3の(3)の知事が別に定めるところによる事後評価結果の反映の方法等は、別添2によるものとする。
- 2 要綱第7の3の(4)の事後評価の公表については、知事が事業を実施した年度の翌年度の12月末までに要綱第7の3の(1)の結果を公表するものとする。

#### 第5 施設整備等の一般的基準

本交付金による施設整備等の一般的基準は次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書において、交付金の対象とする経費に、当該年度において交付決定までに実施した事業に係る経費（本事業の目的を達成するために必要不可欠である経費であつて知事が認めるものに限る。）を含めることができる。
- 2 交付金の対象となる事業費は、県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致するものとし、努めて経費の節減を図ることとする。
- 3 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本対策に切り替えて交付の対象とすること、個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの及び事業効果の少ないものは、交付金の対象としないものとする。
- 4 本交付金は、新築、新設又は新品の取得による事業を対象とする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該地域又は事業の実情に即し適当と認められる場合には、古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。
  - (1) 新築、新設又は新品の取得による事業については、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
  - (2) 古品古材の利用に係る事業については、新素材と一体的な施工又は利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは貸借に要する費用又は補修費は、交付金の対象としないものとする。
- 6 既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、交付金の対象としないものとする。
- 7 事業実施主体は、施設等の使用実績及び機械の稼働実績等が、それぞれ明らかとなるような記録簿を常時整備し、保管するものとする。
- 8 事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施工を積極的に推進することとし、その場合において、当該直営施工に係る人力施工を交付の対象とすること

ができ、又は当該直営施工に係る資材のみを交付の対象とすることができるものとする。

- 9 事業実施主体が本事業により整備した機械・施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、当該機械・施設に係る本事業の実施地域に係る団体（農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、消費者団体、特定非営利活動法人、地方公共団体所属団体、営農団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人その他農業者の組織する団体をいう。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下同じ。）であつて、知事が適当と認められるものに、当該機械・施設の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

野生動物侵入防止柵の維持管理等については、消費・安全局長が別に定める通知を踏まえ適切に行うものとする。

- 10 交付対象となる附帯事務費の額は、事業実施主体附帯事務費にあつては、対象となる事業に要する総事業費の10%に相当する額以内とする。

なお、附帯事務費の用途基準については、別表2に掲げるとおりとする。

- 11 要綱別表1の伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止のうち家畜衛生の推進の実施に当たっては、家畜排せつ物、施設排水及び臭気等について、適切な処理が行われるよう環境の汚染、公害・衛生問題等に留意するとともに、機械・施設の整備に当たっては、飼養頭数、使用頻度、家畜衛生状況、家畜保健衛生所の病性鑑定能力その他の地域の実情を勘案して、過剰な投資とならないよう十分配慮するものとする。

なお、食料安全保障確立対策整備交付金については、公債発行対象経費であることから対象経費（汎用性のある備品は交付対象外）の執行には留意するものとする。

- 12 交付事業の経理については、都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

- 13 事業の着手及び着工

- （1）事業の着手及び着工（機械の発注を含む。以下「着手」という。）は、原則として、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手（着工）届（別記様式第1号）を、知事に提出するものとする。

- （2）（1）のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の知事からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- （3）知事は、（1）のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

- （4）事業実施主体の長は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 14 事業実施主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 15 事業実施主体は、工事契約、物品調達契約、委託契約等の契約を締結する場合には、原則として一般競争入札等競争性のある方式により契約相手方を選定することとし、極力、経費の節減に努めるものとする。
- なお、契約相手方の選定に当たっては、あらかじめ、指名停止に関する申立書（別記様式第2号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、当該契約の相手方として選定してはならない。

## 第6 推進指導等

### 1 事後評価結果等に基づく指導

- (1) 知事は、市町村長等に対し、交付金で実施する内容が、国や県の政策課題、全国的な指標と比較した場合の取組水準等に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

また、事業実施後、目標値の達成度、事業の実施方法等に加え、それぞれの市町村等の事情や政策課題を踏まえつつ、交付金で実施した内容と全国的な指標又は県内各市町村等の取組水準を比較した相対的な評価を実施し、これに基づき、市町村等に対し、今後の対応、事業の実施に当たっての留意事項等について指導を行うものとする。

知事は、これらの指導を行うに当たって、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

- (2) 知事は、やむを得ない事情により目標値の達成が困難になった場合を除き、要綱第7の3により、市町村長等に対し、事後評価が低くなった要因の説明を求めるとともに改善の指導・助言を行うものとする。

なお、やむを得ない事情とは、家畜伝染性疾病の発生、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難な場合であって、事後評価に際して意見を聴く学識経験者等第三者が妥当であると認めた場合をいう。

- (3) (2)により知事から指導・助言を受けた市町村長等は、次年度の事業実施計画を策定する場合には、当該指導・助言の内容を踏まえたものとする。
- (4) 市町村長等は、要綱第7の2の(1)による指導をもってしても、目標値の達成に向けた改善が図られない場合にあつては、改善が見込まれるまでの間、当該事業実施主体に対する本交付金の交付を見合わせるものとする。

### 2 交付金の減額等

県は、要綱第5の1の(1)において目標を削減する場合や要綱第5の1の(2)において目標値を引き下げる場合であつて、交付金の一部に不用額を生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額し、若しくは市町村長等に対し、すでに交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

### 3 不正行為の防止等

- (1) 市町村長等は、本交付金の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本交付金の実施に関して不正な行為をした場合又は疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 市町村長等は、(1)に該当する事業実施主体が本交付金の事業実施を要望する

場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本交付金の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、提出を受け付けないものとする。

附則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知による改正は、令和2年5月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県消費・安全対策交付金実施要領に基づく事業メニューにあっては、同要領の規定は、なおその効力を有する。

別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
<p>I 農畜水産物の安全性の向上 1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p>	<p>・要綱別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューについては調査地区数（調査点数も含む。） 要綱別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューについては安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証対象とする類型数</p>	<p>&lt;根拠となるデータ等&gt; ア 要綱別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューに取り組む場合は、実施対象とする危害要因、品目、生産条件等を踏まえた、調査地区数（調査点数も含む。）とする。 イ 要綱別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューに取り組む場合は、実施対象とする危害要因、品目、対策、生産条件、地域等の組み合わせによる類型数とする。</p> <p>&lt;目標値設定に当たっての留意事項&gt; 要綱別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューに取り組む場合の目標値については、安全性向上効果の比較対象（慣行）となる類型を含め、危害要因ごとに2つ以上の類型を設定すること。 検証の対象となる対策は、これまでの試験研究で効果の報告が行われているものであること。また、地域において既に安全性向上対策として広く普及・推進されている技術は対象としない。 検証に必要となるデータを整備することをもって事業実績とする。</p>
<p>1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<p>カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術の各技術別の</p> <p>①実証試験及び展示ほの総実施箇所数(本事業により実証し、又は展示したもの数に限る。)</p> <p>②技術利用マニュアルの作成等のリスク管理措置の導入・普及推進の取組数</p>	<p>&lt;根拠となるデータ等&gt; 要綱別表1のIの目標1-2のうち各事業を実施する場合は、事業実施年度の各技術手法別の実証試験及び展示ほの各技術別の総実施箇所数並びに各技術別の取組数とする。</p> <p>&lt;目標値設定に当たっての留意事項&gt; ア 要綱別表1のIの1-2のうち(1)又は(2)を実施する場合は、実証試験等を踏まえた実証技術の技術利用マニュアル（原案を含む。以下同じ。）を令和7年までに作成する。 イ 要綱別表1のIの1-2のうち(1)の実証試験並びに(3)①に用いる品種は、これまでの試験研究で効果の報告が行われているものであること。</p>

2 農薬の適正使用等の総合的な推進

農薬の不適切な販売及び使用の発生割合

<根拠となるデータ等>

ア 農薬の不適切な販売については、都道府県等において実施する農薬取締法に基づく立入検査等により把握している農薬取締法違反率とする。

イ 農薬の不適切な使用については、都道府県等において実施する農薬取締法に基づく立入検査、実態調査、残留農薬モニタリング調査等により把握している農薬取締法違反率とする。

ウ 当該都道府県における埋設農薬の総量に対する当該年度末までの処理数量累計の割合を目標値として設定する。なお、本要領別添1の第1の1の(2)のエにより汚染拡大防止措置を講じる場合の当該地点の埋設農薬の数量についても処理数量累計に含めることができるものとする。

<目標値設定に当たっての留意事項>

ア 農薬の不適切な販売とする農薬取締法（昭和23年法律第82号）違反の対象は、同法第17条、第18条第1項及び第2項、第20条、第21条第1項並びに第31条第3項とする。

イ 農薬の不適切な使用とする農薬取締法違反の対象は、同法第24条、第25条第3項、第26条第2項及び第31条第3項とする。

ウ 農薬取締法違反率は、調査実施販売者数に対する不適切な販売のあった販売者数、並びに調査等実施使用者数に対する不適切な使用のあった使用者数とする。

$$\text{違反率} = (A + B) / 2$$

A = 不適切な販売者数 / 調査実施販売者数

B = 不適切な使用者数 / 調査等実施使用者数

エ 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合の目標値は、前年度等の過去に把握している違反率を基本として過去の趨勢等を勘案し、幅をもって設定できる。

オ 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合の達成度は、目標値に対する実績値の割合から算出することとする。

$$\text{達成度} = (1 - \text{実績値}) / (1 - \text{目標値})$$

カ 埋設農薬の処理進捗率を算出する際に用いる当該都道府県における埋設農薬の総量は、原則として「埋設農薬の管理状況等に係る調査について」（平成20年4月3日付け農林水産省消費・安全局長通知）により把握した数量とする。ただし、それ以降の調査等によって追加等されている場合には、その根拠を明確にした上で数量を変更することができるものとする。



II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止  
1 家畜衛生の推進

家畜衛生に係る取組の充実度

<根拠となるデータ等>

家畜の伝染性疾病（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 4 条第 4 項及び第 13 条第 4 項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疾病をいう。以下同じ。）の検出割合の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。

$$\text{算定式} = 100 \times (1 + A) \times (1 + B)$$

A = 家畜の伝染性疾病の検出割合<sup>注</sup>の減少率

注) 検出割合 = (家畜の伝染性疾病の発生件数) / (対象疾病の検査件数)

B = A における対象疾病の検査件数の増加率

※A の下限を -0.99 とする。

<目標値設定に当たって留意事項>

発生件数は原則として過去 3 年間の平均の発生件数分の他、継続発生分を含め、清浄化件数を減じた件数を使用することとし、検査件数（延べ件数）は原則として過去 3 年間の平均を使用すること。

なお、家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達）別記 1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づくサーベイランスの対象疾病、対象となる家畜の種類及び範囲、検査方法等に変更がある場合にあっては、当該疾病については算定の対象から除くことができる。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の越境性動物疾病が発生した場合には、その発生件数及びその防疫措置に係る検査件数は除くものとする。

2 病虫害の防除の推進

次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。

- ・薬剤抵抗性をはじめとする難防除病虫害・雑草の防除体系等における作業の現状からの向上率
- ・農薬に頼ることができない病虫害・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数

<根拠となるデータ等>

薬剤抵抗性をはじめとする難防除病虫害・雑草の発生状況調査や防除体系等における作業の現状からの向上率は次式により算出する。

防除体系等における作業の現場からの向上率 =  $X + 100$

X = 都道府県が現状採用している難防除病虫害・雑草の発生状況調査等の作業工程において新たに実践しようとする作業項目数の全作業項目数に対する割合 (%)。

農薬に頼ることができない病虫害・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数については、当該病虫害・雑草に対する新たに確立した発生状況調査手法、防除技術、代替防除技術等の普及を目的とした周知回数。

3 重要病害虫の特別防除等

対象病害虫の調査の総回数

<根拠となるデータ等>

ア 要綱別表1の目的の欄のⅡの目標4のうち重要病害虫侵入警戒調査等の実施について設定するものとする。

イ それぞれの対象病害虫毎の侵入警戒調査の実施地点数に調査等を実施する月数を乗じ、各対象病害虫の延べ数を総回数とする。

<目標値設定に当たっての留意事項>

ア 異なる対象病害虫に対する調査を同一地点で行う場合、それぞれの対象病害虫毎に地点数を算出するものとする。

イ ただし、ウリミバエ及びミカンコミバエ種群の調査については、同一地点として算出するものとする。

2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】

目的及び目標	目 標 値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
<p>II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止</p> <p>1 家畜衛生の推進</p>	<p>施設の活用によるバイオセキュリティの向上率</p>	<p>単位当たりの所要時間等の減少率によりバイオセキュリティの向上率を次式にて算出する。</p> <p>算定式 = <math>100 \times (1 + A)</math>  A = 単位当たりの病性鑑定等に要する時間<sup>注</sup>の減少率、又は防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間の減少率又は精度管理に係る文書や電子データの整理に要する時間の減少率又は県における野生動物侵入防止柵未整備養豚農場数の減少率</p> <p><sup>注</sup>) 単位当たりの所要時間 = (検査実施時間、焼却時間、消毒時間等) / (検査実施検体数、処理頭羽数、消毒台数等)  ※ A の下限を -0.99 とする。</p> <p>&lt; 目標値設定に当たっての留意事項 &gt;  単位当たりの所要時間等とは、診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保並びに確実な車両消毒の実施に資する施設導入の目的に鑑み、単位当たりの病性鑑定、前処理、保管、廃棄物処理及び車両消毒に要する時間、防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間、環境汚染濃度、県における野生動物侵入防止柵未整備養豚農場数等の数値とする。</p>

別表2 附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助金（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員。）に対する賃金
共 済	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 酬 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃貸料
物 品 購 入 費	当該対象事業に直接必要な庁用器具類の購入費

## 別添 1

### 事業メニューの実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

#### 第 1 食料安全保障確立対策推進交付金

##### 1 農畜水産物の安全性の向上

###### (1-1) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証

###### ア 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握

###### (ア) 対象となる有害化学物質・有害微生物

対象となる有害化学物質・有害微生物（以下「有害化学物質等」という。）は、生産・貯蔵・加工段階で農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。（イ）及びイにおいて同じ。）及び加工食品に含まれる有害微生物（カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等をいい、これらの指標となる大腸菌等の微生物を含む。以下同じ。）及び有害化学物質（かび毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、カドミウム、ヒ素、鉛等をいう。以下同じ。）とする。

###### (イ) 汚染実態の把握

生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品に関するリスク管理を適切に実施するため、次の a から d までに掲げる点に留意しつつ、農産物等及び加工食品に含まれる有害化学物質等の実態調査を行う。

なお、調査分析等の一部を外部機関に委託することができる。

- a ほ場から試料（農産物のほか土壌等）を採取する際は、採取ほ場から均等に採取すること。
- b 農産物と土壌等を同時に採取するときは、同一地点から採取することとし、可能な限り収穫期に採取すること。
- c 恒常的に実施している検査については対象としないこと。
- d 要綱別表 1 の交付率が定額（100 万円上限）で実施するコメ中のヒ素の実態を把握するための調査の対象試料は、コメのみ、またはコメ及び農用地土壌を対象とすること。

###### イ 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証

###### (ア) 対象となる有害化学物質等

対象となる有害化学物質等は、生産・貯蔵・加工段階で農産物等及び加工食品

を汚染する有害微生物及び有害化学物質とする。

(イ) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証

対象農産物等・加工食品の生産・貯蔵・加工方法に適した有害化学物質等に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理及び製造技術、農産物における肥培管理及び灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理及び微生物排泄抑制技術等）の対象地域における有効性・実行可能性の検証を行う。なお、検証に当たり、必要な検査機器を整備することができるものとする。また、その際、調査分析等の一部を外部機関に委託することができるものとする。このうち、土壌由来の有害化学物質の安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証においては、農用地土壌及び農産物中における有害化学物質の濃度実態並びに過去の試験・検証成果を十分踏まえ、次の a から d までに掲げる事項を実施するものとする。

a 農作物の汚染リスク推定技術の検証

土壌データに基づき有害化学物質による潜在的な農作物の汚染リスクを推定する技術を検証するため、土壌の理化学性と農作物中の有害化学物質濃度を調査分析するとともに、その関係を統計学的に解析するものとする。その際、次の（a）から（c）までに掲げる点に留意するものとする。

- （a）事業実施地区内の代表的な土壌を対象に、土壌の理化学性と農作物中の有害化学物質濃度のデータについて、統計学的な解析に必要な点数を集積すること
- （b）土壌と農作物の試料採取は、原則として同一地点で行うこと。
- （c）技術を実用化するための推進体制を整備すること。

b 吸収抑制技術の検証

農作物による有害化学物質の吸収を抑制する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

なお、事業実施主体が都道府県及び地方独立行政法人（試験研究機関であって都道府県が設立したものに限る。）の場合は、カドミウムに関する水稻を対象とする吸収抑制技術は本事業の対象外とする。

c 植物浄化技術の検証

植物を用いて土壌中の有害化学物質を除去する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

また、検証に用いた植物を適切に処分できる場合に限るものとし、用いる植物は過去の試験研究において、土壌中の有害化学物質の除去に一定の効果が確認された植物とする。

d 土壌洗浄技術の検証

薬剤等を用いて土壌中の有害化学物質を洗浄・除去する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

なお、実施に当たっては、ほ場からの洗浄水の流出防止等、周辺環境に悪影響を与えないよう十分配慮するものとする。

(ウ) 有害化学物質等の技術検証報告書の作成

有害化学物質等に係る安全性向上対策の情報及び(イ)における検証結果(対策の有効性・実行可能性、導入コスト試算等)を取りまとめ、技術検証報告書を作成するものとする。

ウ 協議会の開催等

ア(イ)、イ(イ)又はウを実施する場合、県、市町村、生産者団体、生産者等から構成される協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催・講習会への参加支援等ができるものとする。

(1-2) 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進

ア カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及

事業実施主体は、カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実用化に向け、次の(ア)及び(イ)に掲げる事項を実施できるものとする。

また、本事業の実証試験の対象品種は、コシヒカリ環1号又は栽培性が良好でコシヒカリ環1号並みのカドミウム低吸収性を有する品種若しくは品種候補系統に限るとともに、育成者権を有する者と必要な調整を行うものとする

(ア) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験の実施

水田等においてカドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験を行うとともに、実証試験に必要な管理等を行うこと。

実証試験等の実施に当たっては、次のaからdまでに掲げる点に留意するものとする。

a 実証効果の把握、評価

実証試験の効果を把握するため、ほ場の土壌中及び作物体中のカドミウム及びヒ素濃度等を測定し、その結果から技術の効果を評価する。

b 種籾の管理

次年度以降に使用する種籾の増殖・保管及び処分を実施することができる。

c 横流れ防止の徹底

実証試験ほ場の収穫物が、事業目的以外に供されることがないように地域への周知や収穫物の管理・廃棄等について、適切な措置を講ずるよう留意する。

d 事業の委託

実証試験のほ場管理等の一部及び a の取組に係る分析を外部機関に委託することができる。

(イ) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の導入に必要な調査及び検討

過去の試験・検証効果を十分に踏まえ、地域内のカドミウム及びヒ素濃度実態の詳細把握並びに農作物、作物体中のカドミウム及びヒ素濃度低減に向けた戦略策定のための検討会開催等を行う取組及び技術の検討のため、次の a から d までに掲げる事項のうち 1 以上のものを実施すること。

a 協議会の開催

市町村、普及指導センター、農業者、学識経験者等から構成される協議会を開催すること（以下「協議会の開催」という。）。

b 技術利用マニュアルの作成

カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減に向けたリスク管理措置の検討結果や（ア）の取組を踏まえ、技術利用マニュアルの作成等を行うこと（以下「技術利用マニュアルの作成」という。）。

c 分析調査の実施

作物体中及び土壌中のカドミウム及びヒ素濃度分析調査等を行うこと（分析調査等の一部を外部機関に委託することができるものとする。以下「濃度分析調査」という。）。

d 全国検討会への出席

実証試験に関する情報を収集し、技術の確立のための実証方法、調査成績等について検討する全国成果検討会等へ出席し、当該地域における実証試験に反映させること（以下、「全国検討会への出席」という。）。

なお、本取組を実施する場合は、（ア）と併せて実施することとする。

また、技術利用マニュアルについては、本取組において実施するか否かにかかわらず、令和 7 年までに作成するものとする。

イ 水稲におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及

事業実施主体は、水稲におけるヒ素濃度低減技術の実用化に向け、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項を実施できるものとする。

（ア）ヒ素濃度低減技術の実証試験の実施

水田等においてヒ素濃度低減技術の実証試験を行うとともに、実証試験に必要な管理等を行うこと。

実証試験等の実施に当たっては、アの（ア）の a、c 及び d に掲げる点に留意するものとする。この場合において、アの（ア）の a 中「カドミウム及びヒ素濃度等」とあるのは「ヒ素濃度等」に読み替えるものとする。

（イ）ヒ素濃度低減技術の導入に必要な調査及び検討



過去の試験・検証効果を十分に踏まえ、地域内のヒ素濃度実態の詳細把握並びに作物体中のヒ素濃度低減に向けた取組及び技術の検討のため、協議会の開催、技術利用マニュアルの作成、濃度分析調査又は全国検討会への出席を実施すること。この場合において、技術利用マニュアルの作成については、アの（イ）のb中「カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減に向けた」とあるのは「ヒ素濃度低減に向けた」に、濃度分析調査については、アの（イ）のc中「カドミウム及びヒ素濃度分析調査等」とあるのは「ヒ素濃度分析調査等」に読み替えるものとする。

なお、本取組を実施する場合は、（ア）と併せて実施するとともに、アの（イ）における留意事項に留意するものとする。

#### ウ カドミウム及びヒ素濃度低減技術の導入推進活動

事業実施主体は、実証技術の効果的な普及に向け、次の（ア）又は（イ）に掲げる事項を実施できるものとし、これと併せて、協議会の開催及び濃度分析調査を実施できるものとする。ただし、濃度分析調査を（イ）に掲げる事項と併せて実施する場合は、アの（イ）のc中「カドミウム及びヒ素濃度分析調査等」とあるのは「ヒ素濃度分析調査等」に読み替えるものとする。

##### （ア）カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の技術導入推進活動

アの取組等を踏まえて作成した技術利用マニュアルに基づいて展示ほの設置・運営等を行い、併せて、次のaからcまでに掲げる事項を実施すること。なお、展示ほの設置・運営等については、その一部を外部機関に委託することができるものとする。

また、展示ほの収穫物を販売する場合は、当該品種の育成者権を有する者と必要な調整を行うとともに、展示ほの設置に係る経費については、一般品種の栽培と比較した際の掛かり増し経費のみ補助対象とする。

##### a 技術効果の確認

展示ほの土壌中及び作物体中カドミウム及びヒ素濃度等を測定・分析することにより技術の効果を確認すること（以下「技術効果の確認」という。）。

なお、その際、測定・分析を外部機関に委託することができる。

##### b 検討会の開催

実証技術を導入・周知するための検討会を開催すること（以下「検討会の開催」という。）。

##### c 農業者講習会の開催

農業者等への当該技術及びその効果の普及にあたり、展示ほを活用した現地講習会を開催すること（以下「農業者講習会の開催」という。）。

##### （イ）水稻におけるヒ素濃度低減技術の技術導入推進活動

イの取組等を踏まえて作成した技術利用マニュアルに基づいて展示ほの設置・運営等を行い、併せて、技術効果の確認、検討会の開催及び農業者講習会の開催を実施すること。この場合において、技術効果の確認については、(ア)のa中「カドミウム及びヒ素濃度等」とあるのは「ヒ素濃度等」に読み替えるものとする。なお、展示ほの設置・運営等については、その一部を外部機関に委託することができるものとする。

また、展示ほの設置に係る経費については、通常栽培と比較した際の掛かり増し経費のみ補助対象とする。

## (2) 農薬の適正使用等の総合的な推進

### ア 農薬の安全使用の推進

事業実施主体は、農薬の安全使用の推進を図るため、次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を実施するものとする。

#### (ア) 農薬の危害防止

農薬の適正使用を徹底し、農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や広報手段を活用した啓発活動等を行う。

#### (イ) 農薬使用状況の調査・指導

農薬適正使用の普及啓発を図るため、農薬使用者を対象とした農薬使用状況の調査、記帳指導等を行う。

#### (ウ) 農薬適正使用アドバイザー等の育成

農薬の適正使用の普及を図るため、農薬適正使用アドバイザー等の育成研修等を行う。

#### (エ) 周辺環境への負荷の軽減

農薬の使用に伴う環境への負荷軽減を図るため、地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。

### イ 農薬の適切な管理及び販売の推進

事業実施主体は、農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行うものとする。

### ウ 農薬残留確認調査等の実施

事業実施主体は、地域における農作物の栽培状況、病害虫の発生状況、農薬の使用実態等を勘案して、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。

なお、その際、調査及び試験の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

#### (ア) 登録基準への適合状況の確認調査

農作物、土壌、河川等の農薬残留状況の調査を行い、登録基準への適合状況

を確認する。

(イ) 農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査

農薬の飛散防止対策を講じるため、農薬使用時における飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況等の調査、地域ごとの飛散防止技術の選定及び飛散防止対策の検討等を行うとともに、残留農薬基準（一般基準を含む。）への適合状況の確認を行うことによって、農薬の飛散防止技術の効果を確認する。

(ウ) 作物群での農薬登録推進のための試験の実施

事業実施主体は、再評価制度に対応し、生産現場で使用可能な農薬の確保に向けて、生産量が少ない農作物を含む作物群での農薬登録を推進するため、登録に必要な作物残留試験等を実施する。

エ 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証

事業実施主体は、残留農薬問題等の発生時に速やかに実態の把握及び原因究明を行うとともに、適用しうるリスク管理措置を現地で評価・検証するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 対策協議会の開催

残留農薬基準超過事例について原因を究明するとともに、実態調査の結果を踏まえて、残留防止対策等を立案・評価するため、関係者により構成される対策協議会を必要に応じて開催する。

(イ) 実態調査の実施

適切な残留防止対策等を策定するため、農薬の使用状況、土壌や水質の調査、農作物のモニタリング調査等による実態調査を実施する。

(ウ) リスク管理措置の検証

立案された残留防止対策等が現地において実際に適用可能かどうか確認・検証するため、農作物等のモニタリング調査等を行う。

オ 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立

事業実施主体は、飼養蜜蜂の被害が発生した場合であって、蜜蜂被害が農薬によるものと考えられる場合に適用し得る被害軽減対策を地域において確立するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を実施するものとする。

なお、（ア）及び（ウ）の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

(ア) 実態調査の実施

飼養蜜蜂の被害が生じた地域において、農薬の使用の有無及び使用されている場合の農薬の種類、適用病害虫、適用作物、使用の時期等を確認するとともに、蜜蜂における農薬の付着の有無及び付着した場合のばく露した量を調査する。

(イ) 対策協議会の開催

被害軽減対策を検討するため、農業団体、養蜂関係団体、都道府県等の参加を得て、対策協議会を開催する。なお、農業団体、養蜂関係団体、都道府県等

による既存の協議の場がある場合には、これを活用することができる。

(ウ) 被害軽減対策の効果の検証

(イ) の対策協議会において検討された被害軽減対策をほ場において試行するなどにより、その効果を検証する。

#### カ 埋設農薬処理の進行管理の実施

事業実施主体は、埋設農薬を計画的かつ着実に無害化処理するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。

##### (ア) 協議会の開催

埋設農薬の処理計画の策定やその進行管理等を行うために、都道府県、市町村、学識経験者、埋設処理が行われた当時の関係者等により構成される協議会を必要に応じて開催する。

##### (イ) 埋設農薬の処理計画の策定及び進行管理

処理計画は、原則として、全ての埋設農薬の処理が終了するまでのものとし、その策定に当たっては、関係者のほか、周辺住民の意見等も十分に踏まえるものとする。

また、毎年度、処理実績を把握し、進行を管理する。

##### (ウ) 環境調査の実施

適切な処理計画の策定、(イ)の事業メニューの的確な実施及び処理が完了した地点における安全性を確認するため、処理事業の事前及び事後等において、周辺環境の調査を実施する。

#### キ 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施

事業実施主体は、埋設農薬の漏えい等により周辺環境の汚染等の悪影響が懸念されるものの、埋設農薬を直ちに処理できない場合、次の(ア)及び(イ)に掲げる緊急的な汚染拡大防止措置を講じるものとする。

##### (ア) 保管施設の整備

周辺環境の状態からみて、直ちに地中から埋設農薬を掘削除去する必要がある場合には、掘削・回収した埋設農薬を適切に保管するために必要かつ簡易な設備の整備等を行う。

##### (イ) 周辺への漏えい防止措置

埋設農薬の漏えいによる汚染拡大が懸念されるものの、直ちに埋設農薬を掘削除去することが困難な場合には、地中に簡易な遮断壁を埋め込む等の一時的な漏えい防止の措置を講じる。

#### ク 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修

事業実施主体は、再評価制度に対応するため、当該事業実施主体に所属する試験従事者等への「農薬取締法に規定する特定試験成績の信頼性確保のための基準」に係る研修を行うものとする。

なお、その際、研修の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

## 2 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

### (1) 家畜衛生の推進

#### ア 家畜の伝染性疾病の発生予防

事業実施主体は、地域が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防の取組を推進するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業を実施するものとする。

#### (ア) 飼養衛生管理基準遵守の強化

##### a 自衛防疫の取組推進

自衛防疫団体等は、地域における飼養衛生管理の高位平準化を図るため、次の(a)から(c)までに掲げる事業を実施するものとする。

##### (a) 講習会・勉強会の開催

地域の自衛防疫団体等は、飼養衛生管理基準の適切な理解や、遵守徹底に向けた地域の対応方向を検討するため、講習会や勉強会を開催する。

##### (b) 飼養衛生管理の確認・点検

情報通信技術(ICT)を利用した遠隔監視の活用等により飼養衛生管理の要改善箇所の確認・点検等を行うとともに、明らかになった課題について対応策を検討するための検討会を開催する。

##### (c) 飼養衛生管理強化策の普及・啓発

地域の飼養衛生管理を強化するため、パンフレットの作成・配布等により、(b)で検討した対応策の普及・啓発を行う。

##### b 飼養衛生管理基準・特定家畜伝染病防疫指針普及推進会議

都道府県は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守することによる家畜の飼養衛生環境の向上に向けた対応を助長するとともに、特定家畜伝染病防疫指針に基づく対策が迅速かつ的確に講じられる体制を構築するため、次の(a)及び(b)に掲げる会議を開催する。

なお、都道府県は、会議の開催に当たり、畜産関係団体等が開催する全国防疫推進講習会に参加すること等により、飼養衛生管理基準の普及及び特定家畜伝染病防疫指針の普及に必要な知識及び手法を習得しておくものとする。

##### (a) 地域推進会議又は講習会

家畜保健衛生所が管轄する区域における飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく地域段階の取組を推進するための、畜産農家、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者等を対象とする会議又は講習会

##### (b) 県推進会議

飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく当該都道府県内

における広域的な取組を推進するための、畜産農家、市町村、農業共済組合、農業協同組合、当該都道府県の公衆衛生部局等から構成される会議

c 飼養衛生管理基準・特定家畜伝染病防疫指針指導の推進、普及及び強化

(a) 衛生管理指導

地元獣医師の診療等による農家への立入りの際に併せて実施する飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の普及・啓発並びに同基準及び同指針に基づく対策を強化するため、地元獣医師を積極的に衛生管理指導等に活用し、継続的な調査の実施等、本事業の効果的な推進を図る。

(b) 普及・啓発及び運営強化

(a) の取組を推進するに当たって、必要な調査用紙の作成及び調査結果の取りまとめ等を行うとともに、関係機関・団体に対し、定期的に情報の提供を行う。

d 飼養衛生管理の改善・向上の指導

家畜の所有者の飼養衛生管理の改善・向上に資する家畜衛生情報の周知や広報、飼養衛生管理の改善・向上に必要な知識や手法の普及啓発を行うための地域講習会の開催、現地指導等を行う。

(イ) 地域における発生予防の体制整備

a 農場バイオセキュリティの向上

事業実施主体は、地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場バイオセキュリティの向上の取組を推進するため、次の(a)及び(b)に掲げる事業を実施するものとする。

(a) 地域協議会の開催

当該地域における農場バイオセキュリティに係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催する。

(b) 農場バイオセキュリティ対策の普及等

(a) の地域協議会の結果を踏まえ、地域が一体となったねずみの駆除、野生動物の侵入防止対策、死亡家畜の適正な保管、飼料の加熱処理、消毒等のバイオセキュリティ対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備（緊急消毒を除く。）を行う。

b 発生予防の体制整備

(a) 疾病予防地域検討委員会の開催

家畜の伝染性疾病の発生を予防するために、地域の家畜の飼養形態の特徴や疾病発生傾向等に精通する関係者及び専門家からなる検討委員会を開催し、地域の実情に則した疾病予防マニュアルを作成する。

(b) 疾病予防地域講習会の開催等

地域における家畜の伝染性疾病の予防対策を推進するため、専門家を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会の開催等により疾病予防マニュアル及び家畜の伝染性疾病の予防に必要な知識の普及啓発を行う。

(c) 衛生検査、巡回指導等の実施等

(a) により検討された家畜の伝染性疾病について、浸潤状況を調査するため、地元獣医師を積極的に活用し、衛生検査、巡回指導等を継続して行うとともに、当該結果を定期的に関係者に情報提供する。

また、必要に応じ、衛生検査、巡回指導等に必要な技術・知見を習得する講習会に参加する。

(d) 資材等の導入

(a) により検討された家畜の伝染性疾病等について、その清浄化・発生予防対策等の取組を実施するとともに、それに係る資材等の支援をすることにより、幅広い普及啓発を行う。

(ウ) 野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防

a 感染予防対策の推進

事業実施主体は、消毒ポイントの適切な管理・運営、野生動物の拡散防止柵の設置等、地域における野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防に必要な対策を実施する。

b 緊急消毒の実施

都道府県は、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知）の6の（3）の②の緊急消毒を行う。また、都道府県又は生産者の組織する団体等は、野生動物や野鳥における家畜の伝染性疾病の発生時に、地域協議会で決定した地域内の農場及びと畜場・食鳥処理場等の出入口、公道等の環境や車両消毒ポイント並びに農場敷地内の畜・鶏舎周辺での緊急消毒等を行う。

イ 家畜の伝染性疾病のまん延防止

事業実施主体は、家畜の伝染性疾病のまん延を防止するための体制を整備するため、次の（ア）及び（イ）に掲げる事業を実施するものとする。

(ア) 疾病発生時の体制整備

a 疾病発生時地域検討委員会の開催

家畜の伝染性疾病の発生時に、発生地域において迅速な防疫体制が構築される確かな防疫措置が図られるよう、地域の関係者及び専門家からなる検討委員会を開催し、疾病発生時の防疫対応や地域における連携体制等について定めた疾病発生時防疫マニュアルを作成する。

b 疾病発生時地域講習会の開催

作成した地域マニュアル及び地域の疾病発生時の防疫対応に必要な知識

の普及啓発を行うため、専門家等を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会を開催する。

c 防疫体制の整備

市町村等は、家畜の伝染性疾病が発生した際の、地域レベルでの対策本部の設置、家畜の処理、防疫従事者の衛生管理、周辺農場及び疫学関連農場の対策に係る資材の支援等の防疫措置を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

d 発生農場等の防疫措置等

家畜の伝染性疾病のモニタリングへの協力、発生時のまん延防止のための防疫措置の実施を促進するため、当該家畜等における防疫措置に伴う体制が十分に整っていない場合に、発生農場等が経営再開計画に基づく経営維持・再開に必要な経費その他の防疫措置等に必要な経費について支援を実施する。

e 疾病の清浄性維持

(a) 地域検討委員会の開催

家畜の伝染性疾病の中で、過去に発生したことのある疾病又は地域に継続的・断続的に発生が見られる疾病について、清浄性の実現又は維持を図るために、地域関係者や疾病ごとの専門家からなる検討委員会を開催し、地域の実情に則した清浄性維持マニュアルを作成する。

(b) 地域推進会議の開催

作成した清浄性維持マニュアルの実行や疾病の清浄性を確認するために必要な知識や手法の普及啓発を行うため、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等による推進会議を開催する。

(c) 清浄性確認検査、巡回指導

(a) により検討された家畜の伝染性疾病について、地元獣医師を積極的に活用し、清浄性確認検査、巡回指導等を継続して行うとともに、当該結果を定期的に関係者に情報提供する。

(イ) 家畜の生産性を低下させる疾病の低減

a 全国検討会への出席

市町村等は、全国統一的に調査する家畜の生産性を低下させる疾病の対象疾病の設定、調査方法及び調査結果に基づく必要な管理指導方法等について検討するため、国が開催する全国検討会に出席する。

b 調査及び指導等の実施

(a) 調査経営の選定

家畜の生産性を低下させる疾病の低減を図るため、aの全国検討会での検討結果に基づき、aで設定された調査対象疾病について、病性鑑定依頼状況、農業共済等の診療簿、と畜場の食肉衛生検査成績等により、当該市町村等内



の牛、豚及び鶏飼養経営の生産性阻害状況について確認し、特に、家畜損耗が多い畜産経営を調査経営として選定する。

(b) 疾病発生状況等の調査、検査及び指導等

(a) で選定された経営において、次の i から iii までに掲げる事項について検討を行うとともに、疾病発生状況等の聞き取り調査、必要な検査材料の採取及び検査、疫学調査、経済的損失の試算等を行い、最も有効な対策を講ずるとともに必要な衛生管理指導を行う。

なお、必要に応じて a で設定された調査対象疾病とは別の家畜の生産性を低下させる疾病を調査対象疾病として設定し、調査経営の選定及び疾病発生状況等の調査、検査並びに指導等を行うことができる。

- i 対象疾病の畜種ごとの調査経営の選定方法、調査戸数、調査頭数及び調査方法
- ii 調査経営の飼養家畜に係る死廃率及び廃棄率低減目標の設定
- iii 調査結果の取りまとめを受けた、その原因分析、対策、死廃率及び廃棄率低減目標の達成状況等

ウ 畜産物の安全性向上

安全な畜産物の供給体制を推進するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

(ア) 生産衛生管理体制の整備

a 農場HACCPの推進

(a) 普及・定着の取組

HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理（以下「農場HACCP」という。）の円滑な普及及び定着を推進するため、生産農場の集団組織化による取組地域及び取組団体を選定するとともに、次の i 及び ii に掲げる事項について検討する。

- i 参加農家における衛生管理のチェック方法、モニタリング方法等
- ii 食肉衛生検査所の検査成績の分析等に基づいた適切な点検及び検証体制の構築

(b) 取組地域における調査・検査の実施

畜産関係団体の協力のもと、参加農家における衛生管理状況の定期的な点検、病原微生物等の汚染又は発生状況の調査・検査及び検証並びにこれらの検証に基づいた農場の衛生管理方法の改善指導を実施し、取組地域ごとに調査成績及び衛生管理方法の改善指導成績等を取りまとめる。また、必要に応じ、指導に必要な技術・知見を習得する講習会への参加等による情報収集を行うとともに、得られた情報については、関係機関及び団体等に提供する。

(c) 全国検討会への出席

取組地域における農場HACCPの普及及び定着状況に係る情報交換並び

にその体制整備の進め方について協議するために、国等が開催する全国検討会に出席する。

b 鶏卵衛生管理体制の整備

関係団体一体となった衛生的な鶏卵の生産体制を推進するため、鶏、ねずみ、野鳥、衛生害虫、環境等についてサルモネラに係るモニタリング検査を実施して衛生実態を継続的に把握し、その取りまとめを行うとともに、当該結果についての疫学的な検討を行うことにより、「鶏卵のサルモネラ総合対策指針について」（平成17年1月26日付け16消安第8441号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）に基づいた衛生管理の推進を図る。

エ 野生動物の対策強化

事業実施主体は、野生動物による家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、次の（ア）及び（イ）に掲げる事業を実施するものとする。

（ア）リスクが高い地域における野生動物対策

家畜の伝染性疾病の中で、過去に発生したことのある疾病又は我が国への侵入リスクが高い疾病を別に消費・安全局長が地域ごとに指定した上で、地域の関係者の協力を得て、検査のための野生動物の捕獲、家畜及び捕獲した野生動物を対象とした清浄性又は浸潤状況を確認するための検査、検査のために捕獲した野生動物の処理等を実施する。

（イ）野生動物への感染防止対策

残飯等を介した野生動物への家畜の伝染性疾病の感染を防止するため、環境部局等とも連携し、ごみ箱や看板の設置等の対策を実施する。

オ 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備

は、家畜衛生対策を推進するために必要な採材・検査機器、診断機器、遺伝子検査機器、バイオセキュリティ対応機器、資材の整備を行うものとする。

（2）病虫害の防除の推進

ア 農薬に頼ることができない病虫害・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立

化学農薬のみによる防除が困難な病虫害・雑草による被害を低減するため、事業実施主体は、（ア）及び（イ）に掲げる事項を実施するものとする。その際、事業の的確な実施を図るため、病虫害防除所、試験研究機関等関係者による推進体制を整備するとともに、普及推進の取組の実施を目的として防除技術の確立を図るものとする。

また、確立を図る技術は、病虫害・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制するための要防除水準を策定したものにしよう努めるものとする。

（ア）総合的病虫害・雑草管理による防除体系の確立

難防除病虫害・雑草が多発している防除体系を見直すため、化学農薬だけに依存しない物理的防除等を効果的に組み合わせた難防除病虫害・雑草等に対す

る総合的病害虫・雑草管理による防除体系の確立を進める。

(イ) 基幹的マイナー作物病害虫・雑草防除技術体系の緊急確立

基幹的マイナー作物について、病害虫・雑草の発生及び被害状況の調査、病害虫・雑草の効果的な防除技術の確立等を行い、多様な防除技術を組み合わせた総合的病害虫防除体系を確立する。

イ 事業実施主体がアの(イ)のメニューを実施する場合にあっては、市町村等により防除技術体系の確立が行われているか、又は行われることが確実と見込まれるよう留意するものとする。

(3) 重要病害虫の特別防除等

ア 特殊病害虫緊急防除

(ア) 市町村は、国内で新たに発生した重要な病害虫又は国内の一部の地域に発生している重要病害虫であって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を実施するものとする。

(イ) (ア)の調査結果等を踏まえ、緊急に防除対策等の措置を講じる必要があるものについて、発生状況調査、防除、防除効果確認調査、防除技術の確立等を実施するものとする。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

## 第2 食料安全保障確立対策整備交付金

### 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

#### 家畜衛生の推進

ア 地域における車両消毒施設整備

市町村等は、交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合すると畜場・食鳥処理場、家畜市場等の施設の出入口に車両消毒施設を整備するものとする。

イ 野生動物侵入防止柵整備

事業実施主体は、アフリカ豚熱の発生を予防するため、規模拡大等により新たに野生動物侵入防止柵を整備する必要が生じた養豚農場において野生動物侵入防止柵（出入りのために一体的に設ける可動柵を含む）を整備するものとする。

## 事後評価結果の反映の方法等について

## 1 事後評価の方法

- (1) 市町村長は、要綱第7の1の(2)により市町村以外の事業実施主体から提出される成果報告書を基に、目標ごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度(実績値/目標値)を算出する(小数点第1位は切り捨て)。
- (2) (1)で求めた目標ごとの達成度を、各目標ごとの交付金の執行額で加重平均し、市町村の総合的な達成度を算出し、その結果を表3-1の基準に当てはめて、総合評価を行う。

表 3 - 1 総合評価の基準等

総合評価	基準	配分額への反映率 (評価結果指数)
A	達成度の平均が80%以上	1.00
B	達成度の平均が50%以上80%未満	0.90
C	達成度の平均が50%未満	0.80

なお、家畜の伝染性疾病の発生、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難となり、目標値の達成が困難になった場合、評価の基準を変更することができる。

## 2 事後評価結果の反映

1で求めた市町村の総合評価の結果を基に、表3-1から、配分額への反映率(評価結果指標)を求め、国実施要領別添2の算式に適用することにより、次年度以降の交付金の額に反映させる。